

お知らせ

北海道最低賃金は、令和3年10月1日から時間額 889 円に改定されます。

I. 今年度の動向

厚生労働省から、2021年度の地域別最低賃金が公表されました。

北海道は今年、889円と決定され、昨年に比べ28円の引上げとなります。全国加重平均額でも28円の引上げとなり、昭和53年度に目安制度が始まって以降、最高額を打ち出しました。

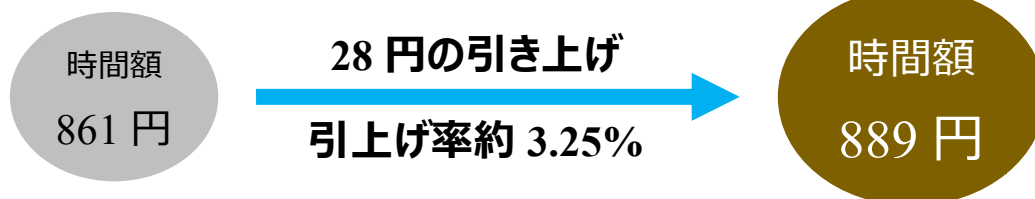
平均1円増の昨年とは対照的に、賃上げによる消費拡大や経済の底上げを狙う意向が反映された改定ともいえます。

また、今回の引上げにあたり、給与については最低賃金を満たさないケースが出てくる可能性があります。時給者だけでなく月給者にも関わる部分ですので、一緒に確認してみましょう。

II. 令和3年 北海道最低賃金

令和3年9月30日まで

令和3年10月1日から



この最低賃金は、常用(正社員、試用期間)、臨時(契約社員、パートタイマー、アルバイト)等の名称を問わず、すべての労働者に対して適用されます。

また、次の事業に雇用される社員には、別途特定(産業別)最低賃金が適用されます。

- (1) 処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業
- (2) 鉄鋼業
- (3) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- (4) 船舶製造・修理業、船体ブロック製造業

III. 給与形態ごとに最低賃金額以上になっているかどうかを確認する方法

1. 時間給の場合

→ 時間給: 円 \geq 889 円

2. 日給の場合

→ 日給: 円 \div 1日の平均所定労働時間: 時間 = 時間額: 円 \geq 889 円

※ 1日の平均所定労働時間が8時間の場合 → 8時間×889円=日給 7,112円以上としなければなりません。

3. 月給の場合

→ 月給: 円 ÷ 1カ月の平均所定労働時間: 時間 = 時間額: 円 ≥ 889円

1カ月の平均所定労働時間が170時間の場合 → 170時間 × 889円 = 月給 151,130円以上としなければなりません。

※月平均所定労働時間 = (365日 - 1年の休日合計日数) × 1日の所定労働時間 ÷ 12ヵ月

4. 上記1.~3.が組み合わされている場合

→ 例えば、基本給は日給、各手当が月給の場合は以下の①~③の計算により確認します

① 基本給（日給） → 上記2.の計算で時間額を算出します

② 各手当（月給） → 上記3.の計算で時間額を算出します

③ 上記①と②を合計した額 ≥ 889円

IV. 注意！ 次の手当や賃金は、時間給、日給、月給のいずれにも算入されません

① 家族手当	⑤ 休日割増賃金
② 通勤手当	⑥ 深夜割増賃金
③ 精皆勤手当	⑦ 臨時に支払われる賃金
④ 時間外割増賃金	⑧ 1カ月を超える期間ごとに支払われる賃金

→ したがって、1カ月の平均所定労働時間が170時間の場合における次の賃金は、最低賃金を下回ることとなります。

【月給】

基本給	150,000円
皆勤手当	15,000円
定額残業代	20,000円
合計	185,000円

皆勤手当と定額残業代は計算から除外されるため、
基本給 150,000円 ÷ 170時間 = 882円 < 889円
となり最低賃金を下回ります

V. 事業場内で最も低い賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金

1. 雇用調整助成金

事業場で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給します。

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000814592.pdf>

2. 業務改善助成金

生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援します。

→ <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000591257.pdf>

このニュースレターの内容については、正確性に万全を期しておりますがその内容を保証するものではなく、これらの情報によって生じたいかなる損害についても当法人は一切の責任を負いかねますのでご了承願います。また、わかりやすさを優先し説明を簡略化すること、例外規定の存在、時間経過および法改正等により、当該内容が必ずしもすべての事案に適用されるものではないことを、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。